

# 高知家健康パスポートネーミングライツイベントスポンサー募集要項

## 1 目的

民間企業の資金を活用して高知家健康パスポートアプリ（以下「アプリ」という。）を活用した健康づくりイベントの魅力を高めることで県民に『継続した』保健行動を促し、よりよい生活習慣の定着につなげることを目的とし、アプリ内イベントに愛称等を付与する権利(以下「ネーミングライツ」という。)を取得する企業及び団体等（以下「団体」という。）を募集します。

## 2 募集事業の概要

### (1) 募集团体

- ① 県内に本支店等がある又は本支店等はないが県と包括協定を締結している団体で、自らが健康づくりに積極的に取り組んでいるもの  
例) リフレッシュ休暇制度、スポーツジムの利用補助、禁煙啓発活動 等
- ② 8団体

### (2) 事業内容

- ① アプリ内で実施するウォーキングイベント（以下、「ウォーキングイベント」という）に対し、採択された団体(以下「スポンサー」という。)は、イベントの愛称を命名することができます。
- ② 賞品の提供及びその賞品に愛称やスポンサー名等をつけることができます。
- ③ アプリ内広報や自社の販促ツールで、ウォーキングイベントの実施をPR することができます。

※この権利を第三者に譲渡することはできません。

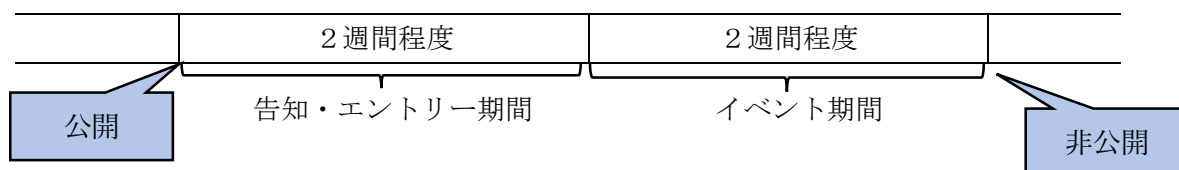
※イベントは年1回の申込みとします。

### (3) ウォーキングイベントの概要

#### ① イベント期間

スポンサー名等が高知家健康パスポートアプリで表示される期間は概ね1カ月間とします。内訳は、告知・エントリー期間で2週間程度、イベント期間で2週間程度を想定しています。イベント終了後1カ月程度で抽選を行い、賞品を発送します。

※イベント終了後は非公開になります。



## ② 参加料

アプリユーザーのイベントへの参加料は無料です。

## (4) 愛称等

ア スポンサーは、ウォーキングイベントの名称に任意の愛称を付けることができます。

イ スポンサーが管理するホームページ、出版物等でイベントの実施及び当該愛称を表示することができます。

ウ 愛称は、商標権等の侵害になることのないよう、十分調査した上で提案してください。権利侵害で争いが発生した場合は、スポンサー側ですべて対応するものとし、本県は一切の責めを負いません。

エ 次に該当するものは愛称として使用することができません。

- (ア) 法令等に違反するおそれのあるもの
- (イ) 政治性又は宗教性のあるもの
- (ウ) 意見、社会問題についての主義・主張に当たるもの
- (エ) 個人の氏名
- (オ) 他社の製品との比較
- (カ) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (キ) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (ク) 社会的批判を招くおそれのあるもの
- (ケ) 不当な差別等人権を侵害するおそれのあるもの
- (コ) 第三者をひぼう、中傷又は排斥するもの
- (サ) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (シ) 青少年の健全育成という観点から、有害であると判断されるもの
- (ス) その他イベントの愛称として適当でないと県が認めるもの

## (5) 賞品

① ウォーキングイベントに参加し、所定の条件を達成したエントリー者の中から抽選で当選者を決定し、賞品を贈呈します。

② 賞品は、当選者の自宅等に送付が可能な物品（食品の場合は、常温配送が可能なものに限る）又はアプリ内での送付が可能なデジタルギフト等を想定しています。ただし、以下のものは不可とします。

- ・酒類
- ・たばこ
- ・医薬品及び医療機器
- ・ネットや自社店舗のみで販売しているサプリメント等
- ・店頭引換券や施設利用券、割引券等の勧誘に繋がるもの

- ③ デジタルギフトで、スマートフォン上に任意のデザインが表示可能なものについては、使用できるデザインは、イベントの愛称及び企業や商品のロゴの組合せ又はイベントの愛称のみとします。
- ④ 当選者数は、スポンサーが指定する当選本数分の人数とし、当選者への賞品の送付は、現物又はデジタルギフトどちらの場合でも県が行い、スポンサーに当選者の個人情報はお渡ししません。
- ⑤ 提供していただく賞品について、協議を行う場合があります。
- ⑥ 提供していただく賞品についての当選者とのトラブルについては、県は一切の責任を負いません。スポンサーが誠意を持って解決にあってください。

#### (6) スポンサーが負担する費用

- ① ネーミングライツ料
  - ・ 税抜き 10 万円以上とします。
  - ・ ネーミングライツ料は原則、審査結果の通知後に、県が発行する納入通知書により一括で納付してください。
  - ・ 原則、納付後はネーミングライツ料は返還しません。

- ② 賞品

- ・ 30 万円相当の物品又は金銭等を、賞品としてご提供してください。

※上記、(6) ①の金額の多寡や②の魅力は、スポンサーを選考する際の基準のひとつとします。

- ③ 賞品の送料等

- ・ 賞品は県が指定する期日までに、高知家健康パスポート事業の委託先（株式会社ほっとこうち（高知市））宛てに送付することとし、その送料は各自でご負担してください。
  - ・ 当選者への賞品の発送作業は、委託先が行います。なお、賞品の発送後、委託先からスポンサーに対し実費（\*）を請求いたします。委託先の定める期日までに、お支払いください。

\* 【参考】

送料（委託先の契約単価）： 60 サイズ 820 円、80 サイズ 1,130 円、  
100 サイズ 1,450 円

梱包資材費（目安）： 当選本数 1～100名分 1万円、101～200名分 2万円、  
201～300名分 3万円

### 3 応募資格

次に掲げる者は対象外とします。

- ・ 法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反している者

- ・ 県の指名停止措置等を受けている者
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業に該当する事業等及びこれに類似する事業等を営む者
- ・ 消費者金融に係る事業等を営む者
- ・ 法律に定めのない医療類似行為に係る事業等を営む者
- ・ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生・更生手続開始の申立てがなされている者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団及び暴力団員が役員となっている者
- ・ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- ・ 国税又は地方税を滞納している者
- ・ 政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条第 1 項に規定する政治団体及びこれに類する団体
- ・ 宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条に規定する宗教団体及びこれに類する団体
- ・ その他、スポンサーとして適当でないと認められる者

## 4 応募方法等

### (1) 応募書類と提出方法

電子申請の場合：以下 URL より応募してください

[https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=20257](https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=20257)

郵送及び持参の場合：「7 申請書等提出先及び問合せ先」にネーミングライツイベント  
スポンサー申込書(様式 1)及び暴力団排除に関する誓約書（別紙 2）を提出してください。

※郵送の場合は配達記録の残る方法（簡易書留や特定記録郵便等）で送付してください。

※メールでの提出は受け付けません。

### (2) 提出期限

令和 8 年 6 月 10 日（水）午後 5 時（必着）

### (3) 日程（予定）

令和 8 年 6 月 1 日（月）	スポンサー募集開始
6 月 10 日（水）	申請書等の提出締切
6 月中～下旬	審査
6 月下旬	審査結果の通知
7 月中旬	ネーミングライツ料の納付
以降順次	県とイベント実施に向けて調整・イベント開催

## 5 選定方法及び結果通知

### (1) 選定方法

イベントの愛称や提案賞品等が県の事業の目的に合致するか、イベントの参加者増につながるか等を総合的に判断し、県が決定します。

### (2) 選定結果の通知

選定結果は、全ての応募者に文書で通知します。

## 6 その他

(1) 採択後、応募資格を満たさなくなった場合や、スポンサーとして適当でないと認められる事象に至った際は、県は採択の取消しができることとします。その場合、原則ネーミングライツ料は返還しません。

(2) 県の指定する期日までにネーミングライツ料が納付されない場合、県は採択の取消しをすることがあります。

(3) 申込書提出後又は採択後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。

(4) 不測の事態等が生じたときは、この要項の規定にかかわらず、臨機の措置をとることがあるものとします。

(5) この要項に定めのない事項については、別途協議するものとします。

## 7 申請書等提出先及び問合せ先

高知県 健康政策部 保健政策課 百田・菊地

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号 高知県庁本庁舎4階

電話：088-823-9675 E-mail：131601@ken.pref.kochi.lg.jp

高知県知事 様

(申請者) 住所 (主たる事務所の郵便番号・所在地)

氏名 (事業所名称及び代表者の氏名)

高知家健康パスポートネーミングライツイベントスポンサー申込書

「高知家健康パスポートネーミングライツイベントスポンサー募集要項」に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

担当者連絡先 企業情報及び	企業名等	
	業種	
	事業内容	
	健康づくりへの取り組み(予定も可)	
	担当者	
	部署・役職	
	電話・FAX	
	E-mail	

1 事業内容	
2 イベント期間 ※2週間程度	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 ※令和9年1月末まで ※開催時期は県事業と調整の上決定するため、ご希望に添えない場合もございます。
3 イベントの愛称	
4 予定している賞品 (商品名、個数等)	※常温配送が可能なもののみ ※総額30万円程度としてください。
5 ネーミングライツ料	_____万円 ※税抜き10万円以上の額でお願いします。
6 県が推進する施策への取組状況 ※1	

※1 以下のうち該当する内容を、申込書に記載して下さい

	県が推進する施策	申込書への記載内容
1	「高知県ワークライフバランス推進企業」の認証を受けているか	認証を受けている場合は、認証部門すべて記載
2	「こうち男性育休推進企業」に登録しているか	登録しているかいないかを記載

3	「トライくるみん、くるみん、プラチナくるみん、えるぼし、プラチナえるぼし」のいずれかの認証を受けているか。	認証を受けているものを記載
4	「障がい者の雇用促進に関する取組のうち、次のいずれかに該当するか (1) 法定雇用率制度の運用があり、かつ、法定雇用利率を超えて障がい者を雇用しているか (2) 法定雇用率制度の適用はないが、障がい者雇用率に算入される障がい者を常用労働者として雇用しているか	該当するものを記載
5	「こうちSDGs推進企業」に登録しているか	登録しているかいないかを記載
6	「パートナーシップ構築宣言」に登録しているか	登録しているかいないかを記載
7	環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証を受けているか (1) ISO14001 (2) エコアクション21	認証を受けているものを記載

以下のすべての項目に該当することを確認しました。  ← チェックを入れてください。

- ・ 法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反している者でない
- ・ 県の指名停止措置等を受けている者でない
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業に該当する事業等及びこれに類似する事業等を営む者でない
- ・ 消費者金融に係る事業等を営む者でない
- ・ 法律に定めのない医療類似行為に係る事業等を営む者でない
- ・ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生・更生手続開始の申立てがなされている者でない
- ・ 国税又は地方税を滞納している者でない
- ・ 政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条第 1 項に規定する政治団体及びこれに類する団体でない
- ・ 宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条に規定する宗教団体及びこれに類する団体でない
- ・ 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（同条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。）に類する団体でない

※本申込書（様式 1）に併せ、暴力団排除に関する誓約書（様式 2）を郵送・持参の場合は提出、電子申請の場合は添付してください。

暴力団排除に関する誓約書

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

(申請者) 住 所

商号又は名称

代表者職氏名

又は氏名

下記事項について、誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合は、契約の解除等の高知県が行う一切の措置及び当方が不利益を被ることとなっても、異議の申立てを行いません。

記

次のいずれかに該当するものではありません。また、将来においても該当することはありません。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実がある。
- (3) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等である。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配している。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用している。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与した。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用した。
- (9) 役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用した。
- (10) 役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している。